

インタビューの場の構造と役割の多層性について

若林宏輔

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構)

インタビューにおける役割変化とは？

本企画は質的調査のインタビューを実践する中で、調査者と調査協力者の関係または各役割が変化する局面について議論している。シンポジウムテーマにある「役割の変化」というのは「聞き手」と「語り手」という調査者と調査協力者の役割が、用語の確認や、質問に対する質問などによって転換した現象を指す。興味深い点は、ある種の“違和感”としてデータから切り捨てられかねない役割変化の現象が、インタビュー調査において価値あるものになりうるという視点である。インタビューを調査者による調査協力者への“一方的な面接”であるという視点に基づき分析すれば、本企画でそれぞれ述べられた事例は「妥当ではない質問あるいは回答」、「聞き損じ」、「用語不一致」と調査者自身が捉えかねない。しかし冒頭でも述べられているようにインタビューを「聞く人と聞かれる人のそれぞれが文脈を持ち寄って交流する場」とする視点は、これらの違和感を対話のリアリティと位置づけてインタビュー・データを豊かにさえる。しかし、今回の企画ではこれらの“役割変化”が各自の研究に具体的にどのような豊かさを生みだしたのかについては深く語られてはいない。この点について著者の研究関心である集団の議論や会話の構造・関係性の視点からいくつかコメントしたい。

構造的差異と役割の関係—各報告における場の共通点・相違点

まず、本企画ではインタビューという場に焦点が当てられて各報告が繋がられているため、各報告者のインタビュー構造の共通点と相違点を明らかにすることから始める。共通点はインタビュー形式を含めた調査データからイ

インタビュー場面における各々の違和感を基に分析が進められている点である。「聞き手」と「語り手」あるいは「問い-応答」という一方向的なコミュニケーションを前提とした場合には捉えきれない(と報告者自身が感じた)事例を役割という視点から取り上げている。

他方、「インタビューの場を分析する」といっても、1対1、1対他などインタビューの場を構成する構成員は異なる。福田報告では、一人の筋ジストロフィー患者に対してインタビュー(正確にはSEIQoLの調査の一部として)が行われている。次に滑田報告では、夫婦間での家事分担について夫婦揃ってインタビューする場合もあれば、どちらか一方に単独でインタビューを行なっている場合もある。同様に木戸報告も、男性がする化粧について一人の協力者が語る場合もあれば二人の協力者で行われる場合もあった。

このインタビュー構造の数的・質的な差異は、インタビューという場に多層的な役割の違いをもたらしめている。例えば、滑田報告では調査協力者である夫婦が同じインタビューの場で“夫婦間の家事分担”についてインタビューに答えている。この時、夫婦が揃った場合での語りと夫婦が別々に語る場合とでは語られる内容は異なるかもしれない。また木戸報告で見られたように男性が“自分が化粧をしている”と語る行為の気恥ずかしさや抵抗感は異性間での対話の場面に見られる部分もあれば、男性同士がいる場で語ることの困難さもあるかもしれない。つまり、インタビューの場を構成する「聞き手と語り手」という役割以外の異なる役割(関係性)があり、この役割がある場合とない場合で、語られるまたは語られないディスコース(言説)がある。本企画で取り上げられた各現象はインタビューイー・インタビュアーという役割だけの俎上で議論されているが、「聞き手と語り手の役割変化」がどの関係性に基づくかについて考える必要があるだろう。

専門家と素人の役割変化

「聞き手と語り手」以外のインタビューの場における役割について考えたとき、全報告に共通している役割は「専門家と素人」という関係性である。

「専門家と素人」の関係性における会話の例として裁判員裁判の評議過程

を例に挙げてみる。評議とは一般市民である裁判員（6名）と法の専門家である裁判官（3名）が議論して有罪・無罪を決め、有罪であれば量刑も決める制度プロセスである。もちろん評議はインタビューの場ではないが、これを市民裁判員と職業裁判官という異なる文脈・文化を持つ者同士の交流の場として捉えれば、インタビューの場との共通点が見えてくる。注意しなければならないことは、「聞き手と語り手」の関係性と「専門家と素人」の関係性は必ずしも一致しないということである。評議において前者の関係はまるで攻守の交代のようにめまぐるしく変化する。一方で、評議の中で「専門家と素人」という関係は基本的に崩れることはない。

評議内の語りを見てみると、基本的には裁判官達が議論すべきトピックについて裁判員に尋ね、裁判員が回答すると、それを裁判官が評価する—いわゆる教室型コミュニケーション（またはIRE構造：Initiation-Response-Evaluation construction）があることが指摘されている（森本, 2007）。ただし評議は議論の場でもあり、反対に市民裁判員からも職業裁判官へ「議論の進め方」や「用語の定義・基準」等について質問が生じ「聞く人と聞かれる人」の役割が変化することになる。例えば、殺意が争われている殺人事件を扱った模擬裁判の評議では「殺意というのは、どういう場合に“ある”と考えれば良いのか？」という問いが市民裁判員から職業裁判官に対して投げかけられる。この問いに対して職業裁判官は殺意を推定する“方法”について説明する。例えば「凶器の形状」「殺傷部位の深さ」「動機」などから“判断する”ということである。しかし、「凶器が包丁」で「刺し傷が二箇所」あり「被告人女性は被害者男性から日常的に暴力を受けていた」といった場合はどうか。そこで裁判員は再び質問する「包丁で二箇所刺すというのは殺意が“ある”と考えていいのか？」と。しかし、いかなる殺意の認定も、実際のところ細かな点ではケースバイケースであり、具体的に「刃渡り10cm以上の刃物」や「深さ5cm以上の傷」に“殺意がある”という基準はない。そして裁判官は裁判員に問い返す「みなさんは、2回以上刺すというのは殺意があると思いますか？」——ここで再び評議内の聞く人と聞かれる人の関係は変化する。

まず評議における法律用語や判断基準の定義を巡る「質問と回答」の一連の会話は、判決を決定する上で重要な足場固めのような会話である。裁判員は、判断を下すために必要な判断材料と判断枠組みをまず理解する必要がある。また職業裁判員も刑法に則った形で判決を下すための枠組みを裁判員に教える必要がある。つまり、専門家と素人の会話には用語や定義に関する“相互理解のための会話”は必要不可欠なのである。

一方で、裁判員からの質問に対する裁判官の「問い返し」が生じる場合、それは評議における重要なトピックについて問い返している場合が多い。職業裁判官は「みなさんは、2回以上刺すというのは殺意があると思うか？」と（回答を避けて）聞くことで、「市民感覚では何を殺意と考えるか？」という点について裁判員から考えを聞き出し、判決に反映させようとする。事実、この後には裁判員の「殺意」に関する意見が述べられる。このように評議内でも「聞き手と語り手」の役割変化はよく起こる。そして、この役割変化の瞬間は「ある概念」を巡る両者の闘ぎ合いの様相を示している。「専門家と素人」の関係において「聞き手と語り手」の役割変化が起きたとき、そこには何かの決定を巡るイニシアティブの争いのようなものがあるのである。

インタビューの場における「専門家—素人」役割における「聞き手—語り手」の変化

インタビューの場では「調査者—調査協力者」という形で顕在的な役割が存在するが、これは一種の「専門家—素人」パラダイムで捉えることが出来る。調査者（専門家）は調査協力者（素人）に質問し回答を得ることで調査目的の核心を突こうとする。そこには、評議の例にあるように「相互理解のための会話」もあれば、各自の立場からの思惑が“闘ぎ合い”をしているような事態が起きている瞬間もあるといえる。つまりインタビューの場もまた、専門家と素人が問いと答えという形式をそれぞれに展開しながら、その場における意味・概念・文化を協同的に生成している場であると考えることが出来る。

しかし評議場面との決定的な相違点は、調査者自身が分析者としても振る

舞うという点である。評議場面の分析では、調査者は評議に参加するわけではなく第3者の視点から分析を行う。全体の構造を俯瞰しようとするわけである。一方、インタビュー調査を実施する調査者は「専門家」であり、「素人」であり、「語り手」でもあり、「聞き手」でもある。このように調査インタビューの場は、一方的な聞き手（インタビュアー）として見える調査者自身が、実は主体的に話題を展開しながら、その場における意味・概念・文化の生成に加わっている場である。さらに、データを分析する際にインタビューという場に「意味生成」を行う。この意味でも調査者は多重に「専門家」であり、調査目的に沿った解釈が必要となる。その際に起こる調査者自身の「インタビュアーとしての調査者」と「分析者としての調査者」という役割の変容が、各報告で「妥当ではない質問あるいは回答」、「聞き損じ」、「用語不一致」などで表現しているものに相応しているのではないだろうか。能智(2011)は「〈語り〉は語り手—聞き手という二者間で生じているように見える場合でも、ある意味では不在の他者との間で共同構築されて」いると指摘する。人は語るという行為の中でも多様な社会的役割を持ち、またその役割それぞれに特有の語りを持つ。よって、各報告にみられる役割の変化は、インタビューの場と研究文脈における役割の変化がもたらすものであり、その葛藤こそが「聞き手—語り手」あるいは「専門家—素人」間を共同研究者たらしめるリアリティを表現するものであるだろう。

最後に

本コメントでは、専門家と素人、聞き手と語り手、という関係性を切りだしてインタビューの場の構造について指摘した。一方、各報告で指摘されている、相互により理解しようとするやりとり（福田報告）、認識の差を埋めようとして伝えようとするやりとり（滑田報告）、個人的なことは言えない、言いづらいという反応が返ってくるやりとり（木戸報告）は、単純に専門家と素人、語り手と聞き手という関係の中だけで議論されるべきではない。生身の人間同士がせめぎ合うやりとりがインタビューの場にはある。多層的な文脈や役割が場に関わっていることに加えて、人と人とのやりとりの様相を

描き理解することも必要であるだろう。

【引用文献】

森本郁代 (2007). コミュニケーションの観点からみた裁判員制度における評議—「市民と専門家の協働の場」としての評議を目指して—日本刑法学会 刑法雑誌, 47, 157-169.

能智正博 (2011). 臨床心理学を学ぶ6 質的研究法 東京大学出版会